

学校いじめ防止基本方針

今治市立西中学校
令和8年4月3日改定

1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、また、学校内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行う。そして、全ての生徒がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう積極的な取組を進める。

そのため、子どもを取り囲む大人一人一人が、いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるため、それぞれの役割と責任を自覚し、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携・協力の下、地域総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

2【学校が設置する組織】

西中学校いじめ防止対策委員会

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、
学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、
スクールカウンセラー、学級担任、必要に
応じて特別支援教育コーディネーター

重大事態等への対処のための組織

<構成員>

P T A会長、健全育成部長
学校運営協議会委員、民生委員
スクールカウンセラー

<役割>

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、正確な情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 校内研修を企画し、計画的に実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のPDCAサイクルの実行
- 重大事態への対処

<外部専門家>

<関係機関等>

今治警察署
今治市発達支援センター
愛媛県福祉総合支援センター
ネウボラ推進課

3【未然防止のための取組】

- 学級経営の充実
- 人権・同和教育、道徳教育の充実
- 体験活動の充実
- 生徒の主体的な活動の充実
- 分かる授業づくり
- SNS等を通じて行われるいじめに対する対策
- 教職員の研修の充実
- 学校相互間の連携協力体制の整備
- ジェンダーレスに関する学習活動の充実

4【早期発見のための取組】

- 相談体制の整備と充実
- 生徒についての教職員の共通理解、早期発見のための研修
- 日記指導、相談活動の充実
- 声掛け、見守り等の巡視活動の充実
- アンケート等の調査
- 保護者との連携・情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめられた生徒やいじめを知らせに来た生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者・関係諸機関等と協力して対応する体制を作る。
- 情報共有と組織的な対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ情報を報告する。その後は、当該組織が中心となり、その指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- いじめを受けた生徒への支援、保護者への説明・支援
当該生徒から事実関係の聴取を行い、心のケアや再発防止に努める。また、保護者には正確な情報を伝え、今後の対応について情報を共有する。
- いじめを行った生徒への指導・支援、保護者への説明・支援
いじめを行った生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめの事実が確認された場合には組織的にいじめを止めさせ、再発防止に努める。保護者にも正確な情報を伝え、組織的に指導する。
- 再発防止のための継続的な指導
いじめに関わった生徒に対して全教職員で計画的・継続的に指導し、見届けまで確実に行う。また、全校生徒に対してもいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を養う。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校の下に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 自他の命を大切にする心と態度の育成
- 子どものサインに気付ける関係づくりとコミュニケーション
- SNS等の安全で正しい利用法の指導
- 規範意識の醸成

地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見かけた時のその場での注意と家庭・学校への連絡
- 地域や学校行事への参加

7 【いじめ防止対策年間計画】

月 内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ジブンミカタプログラム 学校生活アンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談			○					○			○	
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			○
校内研修、職員研修	○		○		○		○		○		○	
保護者アンケート				○					○			○
学校評価				○					○		○	